

公益財団法人 愛知県林業振興基金助成基準

(目 的)

第1条 この基準は、公益財団法人愛知県林業振興基金業務方法書第5条に規定する助成金の交付の基準等（以下「助成基準」という。）を定めることを目的とする。

(助成の基準)

第2条 助成の基準は、次表のとおりとする。

助成事業名	助成基準
高性能林業機械導入助成事業	<p>[対象者] 県内の認定事業主</p> <p>[対象事業費] 国又は県が実施する支援事業を活用して高性能林業機械を導入する事業費</p> <p>[助成限度額] 国又は県が実施する支援事業の補助・助成額を除いた事業費の1/2以内 ただし、助成後の自己負担額が事業費の30%を下回るようになる場合には、自己負担額が30%となるように基金の助成額を調整するものとする。</p>
高性能林業機械研修等助成事業	<p>[対象者] 県内の認定事業主</p> <p>1 技術向上研修</p> <p>[対象事業費] ① 技能講習に要する経費 ② 作業員の技術・技能向上に資する研修等に要する経費</p> <p>[助成限度額] ① 助成率は対象経費の1/3以内とし、研修期間中の賃金は、6,000円/人日を限度とする。 ② 助成額は次のとおりとする。 ただし、1事業主当たりの上限は100千円とする。 ア 講師・指導者謝金：4,000円/時間 イ 旅費（自家用車）：25円/km ウ 旅費（宿泊費）：12,000円/人日 エ 研修雑費（定額）：3,000円</p> <p>2 新作業システム取組支援</p> <p>[対象事業費] 今後、活用・導入が期待される高性能林業機械の作業システム等の実証に要する経費</p>

<p>高性能林業機械活用促進助成事業</p>	<p>[対象者] 県内の認定事業主 (高性能林業機械による造材、搬出等が行われる事業地)</p> <p>[対象事業費及び助成限度額] (1事業地当たり)</p> <p>① 土砂の移動を伴う作業ポイント (400千円以内) 面積1カ所30㎡以上の土砂の移動を伴うこと。</p> <p>② 未利用材等の集配・積み込み等に必要な機械経費 [㎡当たりの助成単価]</p> <p>① 作業ポイント (400円)</p>
<p>新規林業就業者雇用対策助成事業</p>	<p>[対象者] 県内の認定事業主</p> <p>[対象事業費]</p> <p>1 新規就業者 新規就業者を雇用してから1年間にその者の雇用に必要なとした施設整備、工具器具等の購入、移住・定住経費、知識・技術を身につける研修等に要した経費 <要件> 新たに雇用される現場技術者であって、次の要件をすべて満たす者を対象者とする。</p> <p>ア 年間150日以上現場において、主として林産、造林、保育事業等に従事する者。</p> <p>イ 年間就労日数が200日以上であること。</p> <p>ウ 健康保険、厚生年金、各種退職金制度に加入等していること。</p> <p>エ 雇用された時の年齢が満45歳未満であり、林業への就業経験が通算2年未満であること。</p> <p>オ 助成期間を同じくして他の団体等から同様の助成金を受けていないこと。</p> <p>2 5年継続者 1の対象者を継続して雇用し5年間経過した場合に、その者のための各種装備品の買い替え、技術向上のための研修等に要した経費</p> <p>[助成限度額]</p> <p>1 新規就業者 1人当たり500千円以内</p> <p>2 5年継続者 1人当たり300千円以内</p> <p>3 同一人につきそれぞれ1回限りとする。</p>

	<p>[事業の申請]</p> <ol style="list-style-type: none">1 助成金の交付を受けようとするものは、申請をする前年に、「新規林業就業者雇用対策助成事業対象者報告書」により随時、報告するものとする。2 申請日は、雇用日から一定期間を経過したとき(新規林業就業者については、1年が経過した日、5年継続者については、5年を経過した日)から1月以内に、交付申請書を提出しなければならない。
--	--